

## 議会運営委員会会議録

### 1 開会年月日

令和7年12月15日（月）

### 2 開会場所

第二委員会室

### 3 出席委員（11名）

委員長	名取顕一
副委員長	田中香澄
理事	浅川のぼる
理事	宮本伸一
理事	金子てるよし
理事	上田ゆきこ
理事	海津敦子
委員	石沢のりゆき
委員	山田ひろこ
委員	白石英行
委員	浅田保雄

### 4 委員外議員

議長	市村やすとし
副議長	高山泰三

### 5 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
榎戸研	防災危機管理室長
高橋征博	区民部長

長 塚 隆 史 アカデミー推進部長  
鈴 木 裕 佳 福祉部長兼福祉事務所長  
矢 島 孝 幸 地域包括ケア推進担当部長  
多 田 栄一郎 子ども家庭部長  
矢 内 真理子 保健衛生部長兼文京保健所長  
鵜 沼 秀 之 都市計画部長  
小 野 光 幸 土木部長  
木 幡 光 伸 資源環境部長  
松 永 直 樹 施設管理部長  
宇 民 清 会計管理者会計管理室長事務取扱  
吉 田 雄 大 教育推進部長  
渡 邊 了 監査事務局長  
畠 中 貴 史 総務課長

## 6 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一  
議事調査主査 杉 山 大 樹  
議事調査主査 小松崎 哲 生  
議事調査主査 糸日谷 友  
議事調査主査 菅 波 節 子  
議事調査担当 阿 部 隆 也  
議事調査担当 真 鍋 由起子  
議事調査担当 平 尾 和 香

## 7 本日の付議事件

- (1) 11月定例議会追加提案事項について
- (2) 2月定例議会提案事項について
- (3) 区長の施政方針について
- (4) 2月定例議会の日程等について
- (5) 予算審査特別委員会について
- (6) 一般質問について
- (7) 意見書及び請願の締切りについて

- (8) 意見書について
  - (9) 委員会提出議案について
  - (10) 議事日程及び追加議事日程について
  - (11) 本会議の流れ及び所要時間について
  - (12) その他
- 

午前 9時58分 開会

○名取委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたしたいと思います。

委員等の出席状況ですが、委員につきましては全員御出席、理事者につきましても御出席をいただいております。

---

○名取委員長 続きまして、11定例議会追加提案事項についてであります。

11月定例議会追加提案事項の御説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和7年11月区議会定例議会に御提案申し上げる案件につきましては、さきの議会運営委員会で御説明いたしましたが、その後、追加の案件が出てまいりましたので、御説明申し上げます。

この度、追加いたします案件は、事件案4件でございます。

それでは、追加提案事項のデータを御覧ください。

第1は、「小石川運動場工事請負契約」でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金2億9,700万円。

契約の相手方は、長谷川・高橋建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都世田谷区太子堂一丁目4番21号、長谷川体育施設株式会社関東支店、執行役員支店長、村上滋文で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

第2は、「文京シビックセンター25階旧レストラン改修工事請負契約」でございます。

本案は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約で、契約金額は、金1億8,037万8,000円。

契約の相手方は、東京都文京区千石三丁目29番26-101号、山口建設株式会社、代表取締役、山口巖でございます。

2ページを御覧ください。

第3は、「文京シビックセンター25階旧レストラン改修機械設備工事請負契約」でございます。

本案は、制限付き一般競争入札による契約で、契約金額は、金2億9,920万円。

契約の相手方は、酒井・松嶋建設共同企業体でございます。

構成員の代表者は、東京都文京区大塚六丁目11番12号、酒井工業株式会社、代表取締役、酒井孝で、以下、構成員は御覧のとおりでございます。

第4は、「訴訟上の和解について」でございます。

まず、(3)の事件概要についてでございますが、本件は、令和5年6月定例議会において御議決をいただき、賃貸借契約の終了後も旧区立住宅を占有している被告に対し、本件建物の明渡し等を求める訴えを東京地方裁判所に提起したものでございます。

本件については、同裁判所から和解の提案がされましたので、和解の成立のため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本定例議会に御提案するものでございます。

主な和解の内容でございますが、原告及び被告は、当事者間の本件建物に係る売買契約を本和解成立日に締結すること、当事者間の本件建物に関する平成27年12月25日付賃貸借契約が、本和解成立をもって終了することを相互に確認すること、また、被告は、原告に対し、当該売買契約に基づく本件建物の引渡日の前日に至るまで、月20万6,100円の割合による金員の支払義務があることを認め、当該金員を、本件建物の引渡日限り一括して支払うこと等でございます。

追加提案事項の説明は、以上でございますが、これによりまして、本定例議会に提案する案件は、条例案17件、事件案7件、予算案1件の都合25件と相成るものでございます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 ただいま御説明いただいた提案事項の付託委員会についてであります、資料1の1番から3番までの3件は総務区民委員会に、4番は建設以下に、それぞれ付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、追加された提案事項の取扱いについて、お諮りいたします。

本日の本会議の日程に追加することとし、本会議を途中休憩して、直ちに議案審査を行うため、第一委員会室にて、総務区民委員会、建設委員会の順に、順次開催することといたし

たいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、2月定例議会提案事項についてであります。

2月定例議会提案事項の説明を受けたいと思います。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 令和8年2月区議会定例議会の提案事項につきまして、御説明を申し上げます。

現時点で予定しております案件は、データに記載のとおり、令和8年度4会計の当初予算案でございます。これらにつきましては、ただいま精査中でございますので、内容の御説明は、別の機会を頂戴できればと存じます。

なお、今後、追加で御提案申し上げる案件が生じてくる予定でございます。その際には、正副議長に御相談を申し上げ、適切に対処させていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

提案事項につきましては、以上でございます。

○名取委員長 提案事項の付託委員会について、お諮りいたします。

ただいま説明のありました令和8年度当初予算案4件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、付託することといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、令和8年度当初予算の内容につきましては、別途、当委員会において説明を受けることといたします。

---

○名取委員長 続きまして、区長の施政方針についてであります。

区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤廣修区長。

○成澤区長 おはようございます。

令和8年2月区議会定例議会におきまして、私の施政方針を申し上げ、御理解と御協力を賜りたく、お取り計らいをよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○名取委員長 ただいま区長から申出のありました「施政方針」については令和8年2月定例議会の初日の本会議冒頭に、表明を受けることといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、2月定例議会の日程等についてであります。

資料3 「令和8年1月・2月・3月予定表（案）」を御覧ください。

初めに、2月定例議会の日程について、お諮りいたします。

本件について、事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、資料のほうを御覧ください。

1月30日金曜日は、一般質問の氏名通告と予算審査特別委員会の氏名通告でございます。

2月2日月曜日は、一般質問の内容通告と質問内容要旨通告で、締切りは正午でございます。

また、署名簿ありの請願の締切日で、締切りは17時となります。

5日木曜日は、意見書と請願の締切日で、意見書の締切りは正午、請願の締切りは17時でございます。

9日月曜日は、付託を内容とする本会議、議会運営委員会、全員協議会がございます。予備日、休会日を挟んで、12日木曜日から休会日を挟んで16日月曜日まで、一般質問を内容とする本会議でございます。

17日火曜日から19日木曜日まで特別委員会、20日金曜日が議会運営委員会、議会広報小委員会、意見書等調整小委員会がございます。

休会日を挟んで、24日火曜日から休会日を挟み、次のページを御覧いただきまして、3月2日月曜日まで常任委員会、予備日を挟んで、4日水曜日が中間議決を内容とする本会議のほか、議会運営委員会、全員協議会がございます。

5日木曜日から、休会日、予備日を挟んで13日金曜日までの都合6日間が予算審査特別委員会、休会日、予備日を挟んで17日火曜日が議決を内容とする本会議のほか、議会運営委員会、全員協議会がございます。

19日木曜日13時30分に、議会広報小委員会を予定してございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおり、2月定例議会の議会期間は、2月9日月曜から3月17日火曜日までの37日間といたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

なお、各委員会の日程については、この後、開かれる委員会日程調整会議において御決定いただることといたします。

次に、2月定例議会の日程の周知についてありますが、区議会ホームページ、区報「ぶんきょう」1月25日号、区議会日程ポスター、文京区公式エックス、フェイスブック、LINEにより、周知を図ることといたします。

---

○名取委員長 続きまして、予算審査特別委員会についてであります。

資料4「予算審査特別委員会の構成」を御覧ください。

予算審査特別委員会の構成については、資料のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 そのように決定をさせていただきます。

次に、予算審査特別委員会委員の氏名通告について、お諮りいたします。

氏名通告は、1月30日金曜日の正午までといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、一般質問についてです。

資料5「令和8年2月定例議会一般質問順序・通告者氏名・質問日一覧表」を御覧ください。

質問日は3日間とし、質問順序につきましては資料のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、一般質問の氏名通告と内容通告について、お諮りいたします。

氏名通告は1月30日金曜日の正午まで、内容通告及び議長への質問要旨の通告は2月2日月曜日の正午までといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、意見書及び請願の締切りについてであります。

意見書の締切りは2月5日本曜日の正午まで、請願の締切りは2月5日本曜日の午後5時まで、なお、請願者としての署名簿等を添付された請願については、2月2日月曜日の午後5時までといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、意見書についてであります。

資料6「意見書案」を御覧ください。

各会派から提出された意見書案について、意見書等調整小委員会における協議の経過及び結果について、御報告を受けたいと思います。

山田意見書等調整小委員会委員長。

○山田意見書等調整小委員会委員長 それでは、意見書等小委員会での審議の結果を申し上げます。

まず初めに、1番目の「高市首相の「台湾発言」撤回を求める意見書（案）」についてです。

この首相の発言は、即時の軍事行動を意味するものではなく、制度的枠組み、存立危機事態、集団的自衛権内の発言であったという意見もあり、意見の一致を見ませんでした。

次に2番目、「生活保護基準の最高裁判決を受け全ての被害者に対し被害回復措置の実施を求める意見書（案）」については、全ての被害者の全額回復を国に求めるという要求は、生活保護制度の法律上の裁量や世帯ごとの状況の多様性、さらに巨額の財政負担や達成度への影響を考えると、現行制度、財政運営の枠組みでは、即時実行は現実的ではないという意見もあり、一致を見ませんでした。

3、「OTC類似薬の保険給付外しに反対する意見書（案）」についてです。

OTC類似薬の保険適用見直しは、医療保険財政が毎年自然増で膨らみ続ける中、皆保険

制度を将来にわたって守るために避けて通れない改革であること。また、政府厚労省は、重症化リスクのある患者や、慢性疾患の治療薬まで一律に保険外とするなどとは言っていないという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に4番、「従来の健康保険証も使用できるようにすることを求める意見書（案）」です。こちらは、マイナ保険証の導入は、公的医療保険制度全体の効率化、医療費適正化、そして国民の利便性向上、医療現場の効率化を進め、医療資源の適正配分にも資する。また、従来の保険証の無制限の併用を認めることは、暫定措置の恒常化を招き、制度の一本化を困難にするおそれがあるのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に5、「P F A S（有機フッ素化合物）対策を求める意見書（案）」についてです。国は既に対応方針をまとめ、水質検査の義務化やモニタリング強化など、段階的に対策を進めているという意見もあり、一致を見ませんでした。

6、「沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設の即時停止・計画断念を求める意見書（案）」です。

辺野古移設の中止を求めていた意見書案ですが、普天間飛行場は住宅に囲まれた危険な基地であり、その返還実現には、代替施設の整備は不可欠である。また、費用についても、地盤対応や物価高騰を踏まえ精査しつつ、普天間返還と抑止力維持のため、必要な投資とされているという意見もあり、一致を見ませんでした。

7番、「巨大災害発生に対する対応体制整備を求める意見書（案）」。こちらは、政府は既に、この意見書案にある同趣旨の施策を実施しているのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

8番、「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書（案）」。またこれも同様に、政府は既に、この意見書案にある同趣旨の施策を実施しているということであり、意見の一致を見ませんでした。

9番、「重点支援地方交付金の拡充と地方自治体への迅速かつ丁寧な支援を求める意見書（案）」です。

こちらも、国は既に対応を講じているという意見もあり、一致を見ませんでした。

10番、「高額療養費制度の自己負担上限額の引上げの慎重審議を求める意見書（案）」です。

高額療養費制度は、患者の経済的負担を軽減しつつ、公的医療制度の持続性を支える重要な仕組みであり、長期に治療を受ける方々にとっても大切な制度であります。政府は、医療

費の増加や世代間の公平性を踏まえ、制度の在り方について、現在、慎重に検討を進めてい  
るところであるという意見もあり、一致を見ませんでした。

11番、「再審法改正の早期審議・成立を求める意見書（案）」です。

再審制度は、刑事司法全体の根幹に関わる重大事項であります。現在、この件については、  
国会、関係機関で慎重な検討が進行中であるということで、意見の一一致を見ませんでした。

12番、「急速に進む外交・安全保障政策の拡大方針に対し、慎重な検討と国民的議論を求  
める意見書（案）」です。

安保三文書の改定や防衛費増額は、国の責任の下、国家承認や予算手続に従い慎重に検討  
される事項であるということで、意見の一一致を見ませんでした。

13番、「気候変動対策の国際的・国内的強化を強く求める意見書（案）」です。

日本の現行目標は、経済社会やエネルギー安全保障の現実を踏まえた、現実的なものであ  
り、現時点で1.5℃目標と完全に整合していないのは事実です。しかし、政府としては、段  
階的かつ現実的な削減案の下、再生可能エネルギーの導入や脱炭素技術の活用を進めること  
により、長期的な目標達成を現実的に目指しているという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に14番、「ミドル期シングルの社会的基盤整備を求める意見書（案）」です。

ミドル期単身者の課題については、我が国の人団、家族構造の変化を踏まえ、重要な視点  
である。しかし、本案が国に求める強い制度創設要請については、現行制度の体系及び行政  
運営の実情から見て難しいのではないかという意見もあり、一致を見ませんでした。

次に15番、「交通事故等被害の胎児・新生児への法整備と被害者支援拡充を求める意見書  
(案)」です。

現行の刑法は、胎児の法的地位について、出生児を明確な基準としていて、刑法では一部  
でも露出していなければ人とはみなせません。胎児や新生児に重篤な障害が残る場合でも、  
事故の因果関係の立証には、医学的・科学的に非常に難しい。そして、事故との因果関係立  
証の緩和についても、法体系や立法原則の観点から適当ではないのではないかという意見も  
あり、一致を見ませんでした。

16、「都道環状第3号線（江戸川橋～鷺谷間）の都市計画の廃止を求める意見書（案）」。

これについては、同趣旨のものが1980年の議会でも既に議決されており、それが継続され  
ているというふうな判断でいるという意見もあり、一致を見ませんでした。

以上です。

○名取委員長 ただいまの小委員会委員長の報告のとおり、決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、委員会提出議案についてであります。

資料7 「委員会提出議案」を御覧ください。

12月11日の総務区民委員会で「意見書の提出を求める請願」が全会一致で採択されました。これに伴い、総務区民委員会委員長から、委員会提出議案として意見書案1件が提出されましたので、その旨を御報告いたします。

こちらの委員会提出議案を、本日の本会議に追加提案することいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 続きまして、議事日程及び追加議事日程についてであります。

資料8 「議事日程・追加議事日程」を御覧ください。

事務局長から、本会議の日程について御報告を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 本日の議事日程です。

日程第1から第4までとして、総務区民委員会における議案審査終了分、条例案1件、事件案2件、予算案1件でございます。

次に、日程第5及び第6として、厚生委員会における議案審査終了分、条例案2件でございます。

次に、日程第7から第15までとして、文教委員会における議案審査終了分、条例案8件、事件案1件でございます。

次に、本日の追加議事日程です。

まず、追加日程第16として、委員会提出議案の意見書案1件でございます。

次に、追加日程第17から第19までとして、総務区民委員会に付託予定の事件案3件でございます。

次に、追加日程第20として、建設委員会に付託予定の事件案1件でございます。

次に、追加日程第21から第40までとして、各委員会において審査が終了した請願20件でございます。

以上でございます。

---

○名取委員長 次に、本会議の流れ及び所要時間について、事務局長から御報告を受けたいと  
思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日、12月15日の本会議の流れでございます。

開議宣言の後、会議録署名人として、沢田けいじ議員と浅田保雄議員が指名されます。

次に、諸般の報告として、指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について（5  
件）、文京区職員措置請求に係る監査結果について、令和7年度10月分例月出納検査結果の  
報告について、計7件の報告がございます。

次に、日程の追加が行われます。

追加日程第16として、委員会提出議案第1号の意見書案1件、追加日程第17から第20まで  
として、議案第58号から第61号までの事件案4件、追加日程第21から第40までとして、請願  
審査報告、審査終了分20件が本日の日程に追加されます。

次に、日程に入ります。

初めに、日程の順序を変更し、まず、追加日程第16として、委員会提出議案第1号、意見  
書案1件が議題とされ、総務区民委員会提出議案ですので、直ちに簡易表決による採決とな  
ります。

次に、日程第1から第4までとして、議案第38号、第49号及び第50号並びに第37号の4件  
が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個  
別採決となります。

次に、日程第5から第6として、議案第39号及び第40号が議題とされ、のぐち厚生委員会  
委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第7から第15までとして、議案第41号から第48号まで及び第51号の9件が一括  
して議題とされ、上田文教委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となりま  
す。

次に、追加日程第17から第19までとして、議案第58号から第60号の3件が一括して議題と

され、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

次に、日程第20として、議案第61号が議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、建設委員会に付託となります。

ここで休憩宣言となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会、建設委員会の順に、順次委員会を開催し、各議案に係る審査を行います。

委員会終了後、議場に参集し、再開宣言の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会、建設委員会から、それぞれ議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

まず、議案第58号から第60号までの3件が一括して議題とされ、白石総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

次に、議案第61号が議題とされ、松平建設委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による採決となります。

次に、日程第21から第40までとして、各委員会における請願審査終了分20件が一括して議題とされ、請願審査報告書を書記朗読の後、簡易表決による採決となります。

以上で日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣言となります。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣言から休憩宣言までが30分程度、再開宣言から散会宣言までは22分程度と見込んでおります。これに、休憩中の総務区民委員会、建設委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○名取委員長 ただいまの事務局長の説明のとおりといたしたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

---

○名取委員長 その他に入ります。

委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○名取委員長 それでは、これにて議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

午前 10時25分 閉会